

(様式)

法人名	(株)つくば研究支援センター (株)ひたちなかテクノセンター
所管課	商工労働部産業政策課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>1 統合に向けた次のポイントを含む工程表を両法人を交え県において平成 24 年度までに策定のうえ、平成 28 年度までに両センターの統合を完了すべき。</p> <p>(1) 内部検討の結果取りまとめ</p> <p>(2) 事務的な統合方針の決定</p> <p>(3) 両法人の連携に向けた取組</p> <p>(4) 事業計画の融合化と同一の事業の実施</p> <p>(5) 同一の代表者の就任</p> <p>(6) 第三者的な検討会議の設置と基本的な準備事項の取りまとめ</p> <p>(7) 法人における決議</p> <p>(8) 早期の統合実現</p>	<p>○ 両法人については、それぞれの機能や地域の特性を活かした事業を展開している。今後の両法人のあり方を考えるに当たっては、単に組織の機械的な統合にとどまらず、より法人の機能強化につながり、県全体の産業振興にメリットがある必要がある。</p> <p>○ このため、施設を利用している中小企業者をはじめ、両法人の株主等関係者の意見を踏まえながら、最も効果的な産業支援のあり方を検討していく。</p> <p>両法人の統合に当たっては、両法人の株主の同意が不可欠であり、統合に疑義を有する株主からの株式買取請求も想定されることなどから、理解を得るための丁寧な説得のプロセス等が必要ではあるものの、両法人の連携に速やかにかつ積極的に取り組み、今年度内に統合に向けた工程表の策定を行う。</p>
<p>2 上記工程表の策定後も、その進捗状況について、定期的に本委員会に報告すべき。</p>	
<p>3 上記工程表の策定が、平成 24 年度中になされない場合又は策定された上記工程表の内容が不十分であると認める場合には、本委員会の関与の下で、所管課が作業を担当し、県による上記工程表が策定されるべき。</p>	

(様式)

法人名	一般財団法人茨城県住宅管理センター
所管課	土木部都市局住宅課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p><b>1 県からの出捐金相当額の返還</b></p> <p>(1) 県は、センターに対して、平成 24 年 5 月までに出捐金相当額の残額約 4 億 6,200 万円から立ち上げ支援相当額約 1,100 万円及び当座の運転資金 5,000 万円を控除した額の寄附を求めるべき。</p> <p>(2) 当座の運転資金相当額 5,000 万円について平成 24 年度から平成 27 年度までの間に各年度均等額を寄附することを予定どおり実施するよう求めるべき。</p> <p><b>2 県の関与からの離脱</b></p> <p>次の 2 点について早急に行うべき。</p> <p>(1) センターに対し、指定正味財産として保持されている基本財産相当額 300 万円を寄附することを求めること。</p> <p>(2) センターが、県の基本財産としての出資金が基本財産全体の 25 パーセント未満になるように、内部留保から基本財産を自己で積み増すか、あるいは内部又は外部からの出捐を募ること。</p>	<p><b>1 県からの出捐金相当額の返還</b></p> <p>(1) センターに対して、平成 24 年 5 月までに出捐金相当額の残額約 4 億 6,200 万円から立ち上げ支援相当額約 1,100 万円及び当座の運転資金 5,000 万円を控除した額（4 億 100 万円）を寄附するよう指導した結果、5 月に県に全額寄附された。</p> <p>(2) 当座の運転資金相当額 5,000 万円について平成 24 年度から平成 27 年度までの間に各年度均等額を寄附するよう指導した結果、各年度均等額（1,250 万円）が県に寄附されることとなった。</p> <p><b>2 県の関与からの離脱</b></p> <p>基本財産相当額の寄附及び基本財産の積増しについて、センターに対し指導した結果、次のとおり実施された。</p> <p>(1) 平成 24 年 5 月、県の出資金の基本財産相当額 300 万円が県に寄附された。</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月、自己資金により基本財産を 300 万円から 1,300 万円に増額した結果、県の出資比率が 23 パーセントとなった。</p>